

未来へのバトンタッチ

お助けねっと

事業承継

～事業承継案件弁護士紹介制度～



大阪弁護士会中小企業支援センターは、
中小企業事業者の事業承継をサポートいたします！

こんなお悩みも早期解決！

子どもに継がせたい

親族内承継の検討を！

従業員に継がせたい

従業員承継の検討を！

後継者候補がないけれど、誰かに継いでもらいたい
できれば、老後のために、退職金をもらいたい

M&A等の検討を！

多額の債務があるけれど、継いでもらいたい

事業承継と事業再生を！

会社化していない事業を継いでもらいたい

個人事業主の地位の移転を！

「事業承継お助けねっと」とは、
大阪弁護士会中小企業支援セン
ターが、事業承継に精通した弁
護士をご紹介する制度です。



あなたの不安を
100%のぞくペンゴン

100%



「事業承継お助けねっと」のご利用方法

～事業承継案件弁護士紹介制度～

Q1 大阪弁護士会中小企業支援センターとは？

中小企業に法的サービスの利用を促進するために大阪弁護士会が設立したセンターです。

Q2 「事業承継お助けねっと」とは？

大阪弁護士会中小企業支援センターが、会社の経営を、親族や別の会社に引き継ぐという事業承継の案件に精通した弁護士を紹介する制度です。

Q3 弁護士には、どのような相談・依頼ができますか？

事業を親族や別の会社に承継させる際の手続きや留意点などについて、事業承継案件に精通した弁護士が相談や依頼を承ります。

Q4 料金はいくらですか？

紹介する弁護士の事務所での相談料は、原則、30分以内5000円(消費税別)です。以降、15分毎に2500円(消費税別)がかかります。また、具体的に業務を依頼する場合は、依頼内容によって異なりますので、ご紹介した弁護士とご相談ください。

Q5 弁護士の紹介を受けたいときはどうすればいいのですか？

まず、大阪弁護士会中小企業支援センターの窓口にお電話(TEL:06-6364-7661)いただくか、リーフレット裏面の申込書をファックス(FAX:06-6364-5069)、又は、メール(Mail:chushokigyocenter@osakaben.or.jp)にてご送付ください。申込みに関するお問い合わせ先は、TEL:06-6364-7661です。お気軽にお電話のうえ、「事業承継お助けねっとのリーフレットを見た」とおっしゃってください。

ACCESS



 大阪弁護士会 中小企業支援センター
TEL:06-6364-7661
予約受付:月～金(祝日除く)9:00～17:00

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩15分

「事業承継お助けねっと」のご紹介の流れ

1

お電話・FAX・メールのいずれかでお申込みください。

秘密は厳守されますので、安心してご相談を

TEL:06-6364-7661 FAX:06-6364-5069

「事業承継お助けねっとのリーフレットを見た」とおっしゃっていただくと予約がスムーズです!

Mail:chushokigyocenter@osakaben.or.jp

メールでお申込みの際は、「弁護士紹介依頼書」を添付にてご送付ください

2

お申込みから2日以内(土日祝除く)に紹介弁護士を決定

ご相談内容を確認し、ご紹介する弁護士を決定します。

※案件によっては弁護士を紹介できない場合もございますので予めご了承ください。

3

事務局から紹介弁護士の名前と法律事務所をご連絡します。

その後、紹介弁護士から申込者に、ご連絡しますので、その際に紹介弁護士と相談日を決めてください。

※弁護士会事務局・紹介弁護士からのご連絡は、ご担当者の携帯電話など、ご指定の電話番号にいたします。

4

弁護士事務所でご相談ください。

5

相談のみで終了

受任

6

弁護士との委任契約締結へ

太線の中をご記入ください。

弁護士紹介依頼書(事業承継お助けねっと)

大阪弁護士会 中小企業支援センター FAX:06-6364-5069

このページをコピーし、太枠内に必要事項を記入のうえ、
FAXにてご送信ください。

依頼日

年

月

日

依頼者	法人名 または屋号	フリガナ						
	氏名	役職		フリガナ				
	連絡先	〒		TEL()	-	FAX()	-	
依頼内容	弁護士会事務局・紹介弁護士からの連絡先(携帯電話可)		TEL()		-			
	業種	①農業・林業 ②漁業 ③建設 ④製造 ⑤鉱業・採石 ⑥ライフライン ⑦情報通信 ⑧運輸・郵便 ⑨卸売・小売 ⑩金融・保険 ⑪不動産・物品賃貸 ⑫学術研究・専門技術サービス ⑬宿泊・飲食サービス ⑭生活関連サービス・娯楽 ⑮教育・学習支援 ⑯医療・福祉 ⑰複合サービス業 ⑱上記以外のサービス業 ⑲その他() ※番号に○をつけてください。						
	主な事業内容							
	資本金	万円	年間売上高	万円	金融負債額	万円	従業員数	人
	主要取引行					顧問税理士	いる・いない	
	国内の拠点数		支店・営業所	か所	工場	か所	倉庫	か所
	金融負債について 代表者の個人保証の有無		無・有・不明					
	後継者について		親族・従業員・親族以外の第三者・存在しない					
	事業承継について 金融機関・M&A仲介会社等に		相談している・相談していない					
	主な株主							
内容		※枠内に記載しきれない場合は、別紙でも結構です。						
利用の経緯		①パンフレット ②弁護士会ホームページ ③商工会議所など ④役所 ⑤法テラス ⑥裁判所 ⑦知人の紹介 ⑧通りがかり ⑨その他() ※番号に○を付けてください。						
<p>●以下の個人情報の取扱いについて同意します。</p> <p>①当センターが本書面の個人情報(要配慮個人情報を含む。以下同じ。)を取得し、これを相談担当弁護士、当センター弁護士紹介受付(審査)担当弁護士及び当センターが紹介する弁護士(以下、総称して「当該弁護士等」という。)に対し提供すること。②当該弁護士等が相談者から個人情報を取得し、これを当センターに提供すること。③当該弁護士等は、法律相談及び弁護士紹介の業務並びにこれらに関する当センターに対する報告を行うために必要な範囲で個人情報を利用すること。</p> <p>●紹介された弁護士との間に紛議が生じたときは弁護士会の調整に応じ、かつ、紹介された事件の処理については弁護士会に責任がないことを承認します。</p> <p>(団体名)</p> <p>(依頼者との関係)</p> <p style="text-align: right;">申込者</p> <p style="text-align: right;">印</p>								

弁護士会使用欄

紹介受付(審査)担当会員	紹介弁護士名	事件番号
登録番号	登録番号	事業承継 -

～弁護士紹介依頼書は、大阪弁護士会中小企業支援センターのWebサイト(URL: <http://soudan.osakaben.or.jp/tyuusyou.html>)からもダウンロードできます。～
当センターは、法律相談及び弁護士紹介の業務、並びにこれら管理運営を行う目的のために、必要な範囲で個人情報(要配慮個人情報を含む。以下同じ。)を利用させていただきます。上記目的以外には、個人情報を利用することはありません。